

○由良町民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱

平成28年6月30日

要綱第30号

改正 令和元年6月11日要綱第7号

令和2年7月28日要綱第30号

令和3年3月29日要綱第14号

令和4年1月26日要綱第2号

令和4年3月17日要綱第7号

令和5年3月30日要綱第11号

(総則)

第1条 由良町民間賃貸住宅家賃補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、婚姻後、町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し、その家賃の一部を交付することにより、若者夫婦及び子育て世帯の負担の軽減を図り、新婚世帯の転入を誘引することで、定住人口の増加を実現し、本町の少子化の抑制及び地域活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 夫婦 戸籍法（昭和22年法律第224号）による婚姻の届出をしている男女をいう。

(2) 新婚夫婦 補助申請の日（以下「申請日」という。）において、婚姻の届出から3年以内の夫婦をいう。

(3) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する本町の区域内に存する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 町営住宅

イ 2親等内の親族が所有する住宅

ウ ア、イのほか、町長がこの補助事業の趣旨に合わないとする住宅

(4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場使用料等で住宅の賃借料と認められないものを除く。）をいう。

(5) 実質家賃負担月額 家賃から住宅手当（その他の住宅扶助を目的とする給付等を含む。）を控除し、補助対象世帯が実質負担している家賃月額をいう。

(6) 入居 住宅に居住し、かつ、その住宅を住所地として住民基本台帳に登録されていることをいう。

（補助対象世帯）

第4条 補助金の交付の対象となる世帯は、令和8年3月31日までに民間賃貸住宅に入居した新婚夫婦のうち、次の各号の全てに該当する世帯とする。

(1) 新婚夫婦のいずれかが申請日現在において満40歳未満であること。

(2) 町外から転入して、民間賃貸住宅に入居した新婚夫婦（令和3年3月31日時点で、夫婦ともに他の市町村の住民基本台帳に登録されていた場合に限る。）であること。ただし、町内に在住する男女又はそのいずれかが、平成28年7月1日以降に婚姻し、婚姻の日から5年未満の間に民間賃貸住宅に夫婦で入居した場合は、この号の要件を満たすものとする。

(3) 夫婦のいずれかが過去にこの要綱に基づく補助金を受けたことがないこと。

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の適用又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

(5) 世帯の全員に本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。

(6) 世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(7) 世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はそのおそれがないと認められること。

(補助対象住宅)

第5条 夫婦のいずれかが賃貸借契約を締結している民間賃貸住宅を補助金の交付対象とする。

(補助金の額及び交付期間)

第6条 補助金の交付額は、実質家賃負担月額 $\frac{1}{2}$ とする。ただし、計算の結果、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、月額25,000円を上限とする。

2 補助金の交付期間は、申請した日の属する月から36か月を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、民間賃貸住宅の入居日から60日以内に由良町民間賃貸住宅家賃補助申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、申請者が、婚姻の日において、既に民間賃貸住宅に入居していた場合は、婚姻の日から60日以内に申請書を町長に提出しなければならない。

3 申請書には次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 住民票謄本
- (2) 同意書(第2号様式)
- (3) 誓約書(第3号様式)
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 住宅手当額届出書(第4号様式)
- (6) 所得証明書(申請日における最も新しい年度の所得証明書)
- (7) その他町長が必要と認める書類

4 補助金の申請は、1世帯1件とする。

(補助金の決定)

第8条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、由良町民間賃貸住宅家賃補助交付決定通知書(第5号

様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、由良町民間賃貸住宅家賃補助不交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期として、各期の期間満了後、20日以内に由良町民間賃貸住宅家賃補助金請求書(第7号様式。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、交付決定者が補助を受ける資格を喪失したときは速やかに請求書を提出しなければならない。

- 3 請求書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 由良町民間賃貸住宅家賃補助実績報告書(第8号様式)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、30日以内に交付決定者に補助金を支払うものとする。

第11条 削除

(資格の喪失)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助を受ける資格を喪失し、当該資格喪失日の属する翌月以降の補助金を交付しないものとする。

(1) 夫婦の両方又はいずれかが、補助対象住宅以外の住宅の住所地において住民基本台帳に登録したとき。

(2) 夫婦が離婚し、又は夫婦のいずれかが死亡したとき。

(3) 第4条第4号から第7号までに該当しなくなったとき。

(4) 当該補助申請又は補助金の請求に係る虚偽の事実が判明したとき。

- 2 町長は、前項の規定により資格を喪失したときは、第8条第1項の規

定による通知を取り消すものとし、由良町民間賃貸住宅家賃補助取消通知書（第11号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定者の報告義務）

第13条 交付決定者は、次に掲げる内容に異動があったときは、由良町民間賃貸住宅家賃補助異動等届出書（第12号様式）に異動の内容が確認できる書類を添えて、町長に速やかに報告しなければならない。

（1） 賃貸借契約（家賃以外の費用の変動を除く。）

（2） 住宅手当の金額

（3） 入居する補助対象住宅

2 町長は、前項の規定による報告があったとき、又は申請内容に変更があったことを知ったときは、由良町民間賃貸住宅家賃補助変更通知書（第13号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、直ちにその返還を命ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、交付決定を受けた補助金の交付期間については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月11日要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月28日要綱第30号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日要綱第14号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月26日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月17日要綱第7号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日要綱第11号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

由良町民間賃貸住宅家賃補助申請書

年 月 日

由良町長 あて

申請者 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

由良町民間賃貸住宅家賃補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 住民票謄本
- (2) 同意書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 住宅手当額届出書（第4号様式）
- (6) 所得証明書（申請日における最も新しい年度の所得証明書）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(裏面)

1. 世帯の概要

婚姻届出日	年 月 日	
対象住宅入居日	年 月 日	
平成28年7月1日 時点での住所地	申請者	1. 由良町内 2. 由良町外
	配偶者	1. 由良町内 2. 由良町外
生活保護法等の適用	1. あり	2. なし
町税等の滞納	1. あり	2. なし
暴力団員等の該当	1. あり	2. なし

2. 住宅の概要

住所 名称・部屋番号		由良町
建物種類		1. 一戸建住宅 2. 集合(共同)住宅
賃貸借契約日		年 月 日
フリガナ 契約者氏名		
貸主	住所	〒
	フリガナ 氏名・名称	
	電話番号	
管理者 (貸主と同じ場合、記入 不要)	住所	〒
	フリガナ 氏名・名称	
	電話番号	
家賃月額		円

3. その他

住宅手当の受給 (ありの場合の月額)	1. あり ( 円) 2. なし
備考	

第2号様式（第7条関係）

## 同意書

由良町民間賃貸住宅家賃補助金の交付を受けるにあたり、由良町民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱第4条に定める補助対象世帯の資格要件を確認するため、世帯全員の住民基本台帳及び納税状況などの必要な確認を町職員が行うことに同意します。

年 月 日

申請者 住所  
氏名

印

世帯員の状況

氏名	続柄	生年月日
フリガナ	本人 (申請者)	
フリガナ		
フリガナ		
フリガナ		

第3号様式（第7条関係）

## 誓約書

由良町長 あて

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名

印

私は、由良町民間賃貸住宅家賃補助の交付申請にあたり、由良町民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるすべての補助対象要件を満たしていることを誓約します。

つきましては、由良町長が要綱の規定に反すると認める場合は、由良町民間賃貸住宅家賃補助の交付決定の取り消しに同意するとともに、偽りその他不正な手段により、交付を受けた由良町民間賃貸住宅家賃補助を返還することを誓約します。



第5号様式（第8条関係）

由良町民間賃貸住宅家賃補助交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請書 住所  
氏名 いて

由良町長

年 月 日付で申請がありました由良町民間賃貸住宅家賃補助について、下記のとおり交付を決定しますので通知します。

記

対象住宅	住所	由良町
	名称	
	家賃月額	円
補助金月額		円
補助開始月		年 月 日
補助終了予定月		年 月 日

備考

- 第13条第1項各号に規定する内容に異動があった場合は、速やかに当該異動を届け出てください。
- 第12条第1項各号に規定する資格喪失要件に該当した場合は、速やかに請求書（第7号様式）を提出してください。
- 翌年度以降、毎年4月末日までに、第11条第1項の更新の申込みを行ってください。

第6号様式（第8条関係）

由良町民間賃貸住宅家賃補助不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請書 住所  
氏名 　　あて

由良町長

年 月 日付で申請がありました由良町民間賃貸住宅家賃補助について、下記のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由

第7号様式（第9条関係）

由良町民間賃貸住宅家賃補助金請求書

年 月 日

由良町長 あて

申請者 住 所  
氏 名 印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった由良町民間賃貸住宅家賃補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_円
- 2 対象期間 年 月分から 年 月分まで  
※資格喪失に伴う請求の場合、喪失の理由（ ）
- 3 振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	普通・当座・その他（ ）
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は申請者と同一名義であること

添付書類

- (1) 由良町民間賃貸住宅家賃補助実績報告書(様式第8号)  
(2) その他町長が必要と認める書類

備考 家賃の滞納があるときは、補助金の交付を行いません。

第8号様式（第9条関係）

由良町民間賃貸住宅家賃補助実績報告書

年 月 日

由良町長 あて

申請者 住 所  
氏 名

1 補助金の交付対象期間

年 月分から 年 月分

2 支払家賃額（共益費及び駐車場使用料等、住宅の賃借料と認められないものを除く。）

支払年月分	支払家賃額	支払年月分	支払家賃額
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円
年 月分	円	年 月分	円

上記のとおり、家賃が支払われていることを証明します。

年 月 日

貸主（管理者） 住 所

氏名・名称 印

備 考

貸主又は管理者の証明が得られない場合、家賃の支払いを証明できる書類の添付が必要です。

第11号様式（第12条関係）

由良町民間賃貸住宅家賃補助取消通知書

第 号  
年 月 日

申請書 住所  
氏名 　　あて

由良町長

年 月 日付 第 号で交付決定した由良町民間賃貸住宅家賃補助について、下記の理由で取り消したので通知します。

記

取り消しの理由

第12号様式（第13条関係）

由良町民間賃貸住宅家賃補助異動等届出書

年 月 日

由良町長 あて

申請書 住所  
氏名

由良町民間賃貸住宅家賃補助要綱第13条に規定する内容について、異動がありましたので、関係書類を添えて届出します。

添付書類

- (1) 賃貸借契約書の写し  
(賃貸借契約内容又は入居する補助対象住宅に変更がある場合に限る。)
- (2) 住宅手当額届出書（第4号様式）  
(住宅手当の金額に変更がある場合に限る。)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(裏面)

1. 賃貸借契約内容の変更      あり ・ なし

・家賃が変更の場合

変更日	年      月      日
変更後の月額	円

・家賃以外が変更の場合

変更内容	契約者・貸主・管理者 その他 (                      )
変更日	年      月      日
変更後の内容	添付書類のとおり

2. 住宅手当の金額変更      あり ・ なし

変更日	年      月      日
変更後の月額	円

3. 入居する補助対象住宅の変更      あり ・ なし

変更後の住宅の概要

住所 名称・部屋番号	由良町	
建物種類	1. 一戸建住宅    2. 集合（共同）住宅	
賃貸借契約（変更）日	年      月      日	
フリガナ 契約者氏名		
貸主	住所	
	フリガナ 氏名・名称	
	電話番号	
管理者 (貸主と同じ場合、記入 不要)	住所	
	フリガナ 氏名・名称	
	電話番号	
家賃月額	円	

第13号様式（第13条関係）

由良町民間賃貸住宅家賃補助変更通知書

第 号  
年 月 日

申請書 住所  
氏名 　　　　　　　　　あて

由良町長

年 月 日付 第 号で交付決定した由良町民間賃貸住宅家賃補助について、下記のとおり要件を変更しましたので通知します。

記

変更内容

- 第1号様式 (第7条関係)
- 第2号様式 (第7条関係)
- 第3号様式 (第7条関係)
- 第4号様式 (第7条関係)
- 第5号様式 (第8条関係)
- 第6号様式 (第8条関係)
- 第7号様式 (第9条関係)
- 第8号様式 (第9条関係)
- 第9号様式 削除
- 第10号様式 削除
- 第11号様式 (第12条関係)
- 第12号様式 (第13条関係)
- 第13号様式 (第13条関係)